



CSDA

Certified Safety Divers Association

会則

会 則

第1条（名称）

本会は、千葉県スクーバダイビング協会と称する非営利の市民団体である。その活動組織を CSDA（Certified Safety Divers Association）と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局を千葉県に置く。

第3条（目的）

1. 海環境の保護、保全、再生を目指す活動を通じて、次の世代に美しいダイビング環境を保証することを目的とする。
2. ダイバーの安全に関するプログラムを推進し、安全潜水の普及に寄与する。

第4条（事業）

本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 教育啓蒙活動
2. 海環境保全のプログラム
3. 他団体との交流
4. その他、会長が認可したプログラム

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 理事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 1名 |
| 6. 顧問 | 若干名 |

第6条（役員の役割）

- 1． 会長は、本会を代表し本会の事業を総括する。
そして、理事会の議長を務める。
- 2． 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、これを代行する。
- 3． 事務局長は、本会の事務を総括する。
- 4． 理事は、理事会を組織し本会の事業を実行する。
- 5． 理事より会計を選出し、会計担当は本会の資産を管理する。
- 6． 監査は、本会の会計を監査する。
- 7． 顧問は、顧問会議を組織し専門的見地から本会の事業実行に対して指導助言する。
- 8． 顧問会議に最高顧問を置くことができる。

第7条（理事会）

本会の意志決定は、理事会で行う。

理事会の構成役員は次の役員とする。

会長、副会長、理事、事務局長

第8条（会員）

本会の趣旨に賛同し、入会したクラブまたは個人で構成する。

- 1． 団体会員　クラブや団体
- 2． 個人会員　個人で入会した個人、またはクラブの構成員

第9条（会員参加）

- 1． 会員は、各委員長の承認により各専門委員会の委員として参加することができる。
- 2． 会員は、各委員会の承認により各専門委員会の活動に参加することができる。

第10条（専門委員会）

本会の目的を達成するために専門委員会を設けることができる。

委員会の運営規則は別途定める。

第11条（経費）

本会の運営は、会費、寄付金および本会が行う講習会その他の収入を持って支弁する。

第 12 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 13 条（規約の変更）

規約の変更は、出席理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2007 年度 改訂